

公 告

(熊本河川国道事務所管内における令和8年度 緑川流域会議等企画運営補助委託について)

次のとおり公告します。

令和8年3月9日

国土交通省九州地方整備局
熊本河川国道事務所長 和田 賢哉

1. 公告の概要等

(1) 委託名 令和8年度 緑川流域会議等企画運営補助委託

(2) 公告の目的

河川法第99条に基づき、熊本河川国道事務所管内の緑川水系における流域会議の企画立案・運営補助及び関連イベントの企画立案・運営調整の委託に関し、実施団体を定めることを目的とする。

(3) 委託区間

本委託区間は、熊本河川国道事務所が管理する緑川水系の流域であり、要件を満たす全ての団体と契約締結するものとする。

(4) 委託期間 令和8年4月上旬(予定) ~ 令和9年3月31日

(5) 本委託を契約する団体については、2. に示す参加資格要件を有することを証明する資料をもって審査し特定する。(詳細は技術資料等説明書による)

その後、熊本河川国道事務所において委託契約に関する協議成立後、契約締結する。

(6) 参加要件を満たす団体が複数ある場合については、委託内容を区分するものとする。

(7) 本委託は、当該委託に係る令和8年度予算が成立し、予算事務手続きが整った場合についてのみ、特定通知以降の手続きを行うことを条件とする。

2. 参加資格要件

次の各号に該当するものとする。

(1) 河川協力団体、一般社団法人又は一般財団法人であること。

(2) 一般社団法人、一般財団法人については、河川法第99条第1項に規定する事項を適正かつ確実に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。ただし、以下の条項を全て満たす者であること。

(3) 当該委託内容に関する活動実績及び活動実施体制があること。

(4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(5) 技術資料等説明書の交付を下記3(2)の交付方法により、直接入手した者であること。

3. 本委託契約に関する手続等

(1) 担当部局

〒861-8029 熊本県熊本市東区西原1丁目12番1号
国土交通省九州地方整備局 熊本河川国道事務所 河川管理課
(電話 096-382-1136)

担当 : 徳永 (内線333)

(2) 技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間 : 令和8年3月9日(月)から令和8年3月23日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで
 - ② 交付場所 : 上記(1)に同じ
 - ③ 交付方法 : 交付場所での手交、電子メール又は郵送等による交付とし、郵送等による交付は郵送料等を別に必要とする。電子メール又は郵送等を希望する場合は、交付場所に問い合わせを行うこと
- (3) 委託契約にかかる参加資格確認のための申請書等の提出期間、場所及び方法
- ① 提出期間 : 令和8年3月10日(火)から令和8年3月23日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで
 - ② 提出場所 : 上記(1)に同じ
 - ③ 提出方法 : 持参、郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)又は電子メールによること。

4. その他

- (1) 申請書等の作成要領、委託契約締結団体の評価及び決定方法等の詳細については、「技術資料等説明書」による。